

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第九小学校
校長名 押本 明文

令和 6 年度 教育課程について (届)

立川市立学校管理運営規則第 138 条の規定に基づき、特別支援学級 (知的障害) の教育課程を下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

○思いやりのある子 ◎自ら学ぶ子 ○たくましい子

(2) 特別支援学級の教育目標

○身近な人たちとの関わりを大切にし、思いやりの心を育てる。

○家庭と連携し、日常生活での情緒の安定を図り、集団参加のための技能や意欲、態度を身に付けさせ、社会性を育む。

○基本的な生活習慣や身辺処理の技能を身に付けさせ、自立心を育む。

◎自らすすんで学ぶ態度を身に付けさせ、学習を継続する意欲を育てる。

○心身ともに健康で、粘り強く課題に取り組む意欲と態度を育てる。

(3) 立川市教育委員会の指針を踏まえた学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 思いやりのある子を育成するために

- ・生命を尊重する教育を徹底するとともに、全教育活動を通して人権教育の全体計画に沿って、人権教育を推進し、いじめのない豊かな人間関係を構築する。
- ・問題行動への未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、不登校について、関係諸機関との連携を密にし、組織的・継続的な指導を行い、不登校要因の解消を図る。
- ・通常の学級、特別支援教室との連携を深め、交流及び共同学習を充実させるとともに、児童の相互理解を深める。
- ・校内・外の友達、教員、保護者、地域の方々によりよい人間関係を築くことができるように援助する。

イ 自ら学ぶ子を育成するために

- ・立川スタンダード 20 及び一人 1 台タブレット PC の活用を通して、ねらいが明確でどの子ども自分のめあてをもち、主体的・対話的で深い学びを実現させる授業づくりを展開し、基礎・基本の確実な習得と情報を活用する力・考える力の育成を図る。
- ・各教科を中心に言語活動を充実させ、自ら課題を見だし、解決していく学び方となる探究的な学習を重視し、児童の学力の向上を図る。
- ・立川市民科等で地域と連携した活動を充実させ、社会に貢献する心や、主体的に考え実践する力を育成する。

ウ たくましい子を育成するために

- ・東京都統一体力テストの結果を踏まえ、運動・スポーツに親しむ児童を育成するとともに、体力向上推進月間を設け、体力の向上を図る。

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ・校内委員会を定期的開催するとともに、学校生活支援シート (個別の教育支援計画)、個別指導計画の作成と活用を行い、組織的・計画的に特別支援教育を推進する。
- ・ネットワーク型学校経営システムの下、カリキュラム・マネジメントを推進し、地域と連携した活動を充実させる。
- ・コミュニティ・スクールの充実を図り、学校関係者評価や地域学校協働本部、学校ホームページ等を生かして、社会に開かれた教育課程を推進する。
- ・「立川市学校における働き方改革総合プラン」を踏まえ、校内組織を見直し、教職員の働き方改革を推進し、教育活動の充実と学校教育の質の向上を目指す。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制を充実させ、児童・保護者・教員の抱える様々な課題に、迅速・丁寧に対応するとともに、不登校児童への対応も充実させる。
- ・医療、言語、心理、福祉等の業務を行う専門機関との連携を深め、障害や個別の状況に応じた適切な指導を行う。

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導要を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科

- ・確かな学力の育成を目指して、年間指導計画に基づく週ごとの指導計画に沿った指導により、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせることができるようにする。
- ・立川スタンダード（基本的指導過程）20・授業改善推進プランを基にどの子にも分かりやすい指導をすすめ、生きて働く「知識・技能」の着実な習得と活用・探究する力の育成を図る。
- ・グループ学習や異年齢集団での学習等の学習形態の工夫、一人一人の障害の状態に応じた評価、指導体制の工夫を週ごとの指導計画に反映させ、反復学習を通して、学習内容の定着を図る。
- ・主体的・対話的で深い学びを実現し、学び方を身に付け、思考力、判断力、表現力等を高めるとともに主体的に問題を解決する力を培う。
- ・体験活動や話し合う活動を積極的に授業に取り入れるとともに、一人1台タブレット PC を活用した ICT 教育を推進する。
- ・東京都統一体力テストの結果に基づく「授業改善推進プラン」を活用した体育の授業改善を推進し、児童の体力の向上を図る。

イ 特別の教科 道徳

- ・児童の発達段階や特性等に応じて考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、問題解決的な学習や体験的な学習、言語活動、自らの成長や課題、目標を見付けられる活動を工夫し、道徳的な心情や実践しようとする意欲と態度を養う道徳の授業を展開する。
- ・道徳教育推進教師を中心とした研修や指導体制により、自らの成長や課題、目標を見付けられる振り返りを蓄積しながら、道徳性を養う。

ウ 外国語活動

- ・生活単元学習において外国語活動を実施し、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深め、多様な考え方があることに気付かせるとともに、コミュニケーション能力を育成する。
- ・外国語の挨拶、歌、ゲームなど基本的な表現に慣れ親しむ指導を行う。

エ 総合的な学習の時間

- ・学校図書館や ICT 機器等を活用し、情報や体験をまとめる活動を通して、言語能力や情報活用能力、を伸ばす。

オ 特別活動

- ・自主的、実践的な集団活動を通して、課題を見付け、解決するために話し合い、協力して実践し、振り返るとともにによりよく改善しようとする児童を育てる。
- ・ソーシャルスキルトレーニング的な手法を取り入れ、他者と合意形成を図ったり、意思決定をしたりすることができる児童の育成を図る。
- ・児童会活動やクラブ活動などを通して、多様な他者と協働して活動する行動の仕方を身に付けるとともに、個性の伸長を図る。
- ・学校での存在感や連帯感を深め、よりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を養う。

カ 自立活動

- ・一人一人に応じた言語、運動等の指導を行うとともに、課題を克服する意欲を高め、対人関係や心理的適応の改善について努力できるようにする。
- ・日常生活の基本動作を習得し、移動能力の向上について努力しようとする気持ちを育てる。
- ・手指の巧緻性及び作業遂行能力を高め、身近処理や学習課題に一人で取り組むことができるようにする。
- ・自立活動に関する指導目標を設定し、個に応じたコミュニケーション能力を高める。

キ 各教科等を合わせた指導の重点

【日常生活の指導】

- ・登下校の支度、基本的な生活習慣や日課・予定に沿って行動することに繰り返し取り組ませることを通して習慣化し、身辺自立につながる力を養う。
- ・身支度、身だしなみ、衣服の着脱や清潔を保つことの大切さを季節感や TPO と関連付けながら指導する。
- ・清掃や係活動、当番活動を自主的に行えるような取組を通し、社会生活につながる力を養う。

【生活単元学習】

- ・栽培活動では、植物の生長の観察や世話、収穫や調理などの横断的な学習を通して、生活に生かす力を養う。

第1表-2の2

学校名 立川市立第九小学校（特別支援学級）

- ・手芸活動を通し、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲をもたせるとともに、成就感を味わわせる。
- ・児童の興味や関心に基づき、課題や調べたいことを見付け、課題を解決するとともに、郷土を愛する心を育む。
- ・宿泊学習では、各教科等に係る見方・考え方を生かし、自分のことは自分でやろうとする意欲や態度を育てる。

(2) 生活指導の重点

- ア 月ごとの重点目標や毎学期の振り返り等により、すすんで学級や友達の役に立とうとする態度を育て、規範意識の向上を図る。
- イ 「挨拶」と「言葉遣い」の指導を徹底し、自他を尊重する心情や態度を養うとともに、良好な人間関係を築けるよう支援する。
- ウ 九小いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策委員会を中心としたサポートチームを中核にし、校内外の報告・連絡・相談体制を充実させ、心理調査分析を活用するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努め、温かい人間関係を築こうとする実践力を育成する。
- エ 衣服の着脱や排泄、持ち物の管理などの身の回りのことが自分でできる指導を行う。
- オ 児童理解と保護者との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談の充実に努め、ケース会議を含めた情報交換を行いながら、児童が抱える課題の解消や不登校の未然防止・早期解消、学校生活の充実に努める。
- カ 防災教育、交通安全教室、セーフティ教室、薬物乱用防止教室等を通して、児童が健康で安全な生活を送り、自助・共助する態度や能力を計画的に身に付けさせる。

(3) 進路指導の重点

- ア 「立川夢・未来ノート」及び特別活動やキャリア教育の全体計画に沿って指導を行い、自己の生き方について考えを深めさせ、主体的に社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を育てる。
- イ 児童の適性に応じた自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するために面談を行い、保護者との話し合いを十分に行う。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動等

(1) 特色ある教育活動

- ア 障害の重度・重複化、多様化に応じた指導を行うために、指導内容や指導方法、学習形態、時間割、教材等を工夫し、「主体的・対話的で深い学び」を工夫する。また、医療、言語、心理、福祉等の業務を行う専門機関との連携を図り、情報交換を密にして指導に生かしていく。
- イ 各単元や課題ごとに児童の障害や能力・興味・関心、習熟度に応じたグループ編成を行い、一人一人のニーズに応じた指導ができるよう工夫する。
- ウ 学校生活支援シートや個別指導計画を基に、スタートカリキュラムを含めた幼保・小中の12年間の円滑な接続を図り個々の児童に一貫した指導を行う。
- エ 通常学級との交流及び共同学習を計画的・継続的に実施し、理解教育を推進し、良さを認めたり理解を深めたりしながら、基本的行動様式、大きな集団におけるルールや問題解決能力を身に付けさせる。
- オ 食育などの指導計画に基づき、野菜作りや味噌作り等の体験活動を行い、児童の「健康・安全・食」への興味・関心を高め、探究する力や望ましい食習慣を養う。
- カ 学校2020 レガシーを推進するとともに、日常的な運動の習慣化を図り、なわとび旬間（短縄・長縄）、持久走旬間等、体力向上に向けた取組を継続的に行う。

(2) その他の配慮事項

- ア 一日の時程や週の時程、学年活動、月行事は、通常の学級に準じて組むようにする。
- イ 地域の公共施設や交通機関を利用したり、地域の方々と交流を深めたりしながら公衆道徳を身に付けさせ、挨拶や正しい言葉遣いを通して、好ましい人間関係が作れるようにする。
- ウ 自分の学習や生活の課題に自分の意志で判断し、取り組もうとする能力や態度を育てる。
- エ 児童のもてる力を高め生活や学習上の困難を改善するために、適切に就学支援シートを活用する。
- オ 校内外の特別支援教育コーディネーターと連携して、関係機関との連携・協力を円滑にすすめる。
- カ 学校公開や学校ホームページの充実等を等を通して、児童の学習や活動の様子について保護者と情報交換を密にし、児童の変容について共有しながら、学校と家庭の児童に対する指導の連携を強化する。
- キ 学習活動全体を通じて、教員が児童の模範となる言葉遣いや態度を取ることで、児童の自立と社会参加に向けて成長を促し、人権を尊重した教育を行う。